

小松市結婚新生活支援補助金交付要綱（平成28年小松市告示第80号）の全部を次のように改正する。

令和8年4月1日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、小松市結婚新生活支援補助金交付要綱の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に要する経費の一部を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的とする。

（補助金の交付）

第3条 婚姻に伴い、本市の区域内で新たに住宅（以下単に「住宅」という。）を取得し、リフォームし、又は賃借することに対し、予算の範囲内で小松市結婚新生活支援補助金（以下単に「補助金」という。）を交付する。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する夫婦とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）において夫婦双方の年齢が39歳以下であること。

イ 夫婦の所得の合計が500万円未満であること。

ウ 補助金の交付申請を行う日において夫婦の一方又は双方の住民票の住所が、住宅の所在地と一致していること。

エ 本市が指定した講座等を夫婦ともに受講していること。

ただし、次号の場合はこの限りでない。

(2) 申請年度の前年度に前号の規定に該当する者として補助金の交付を受けた夫婦であって、前年度に交付を受けた補助金額が前年度の補助金の交付限度額に達しなかったもの

(3) 申請年度の前年度に第1号の規定に該当する者として第9条の規定による資格認定を受けた夫婦であって、前年度に補助金の交付を受けなかったもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する夫婦は、補助対象者としてしない。

(1) 夫婦の一方又は双方が、過去に補助金を受給したことがあること。ただし、前項第2号に定める夫婦を除く。

(2) 夫婦の一方又は双方に市税の滞納があること。

(3) 夫婦の一方又は双方が他の公的制度による家賃補助等を受けていること。ただし、他の公的制度において当該補助金との併用が認められている場合は、この限りでない。

(4) 夫婦の一方又は双方が住宅に関し小松市定住促進制度の適用を受けていること。

3 第1項第1号イの夫婦の所得とは、夫婦それぞれの所得証明書（第7条の資格認定の申請時における直近の年度のものに限る。以下同じ。）の所得金額を合算した金額とする。ただし、夫婦の一方又は双方が自己の就学に関し貸与型奨学金（公的団体又は民間団体が学生の修学や生活のために貸与した資金をいう。）の返済を現に行っている場合については、夫婦それぞれの所得証明書の所得金額を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書の期間と同一期間とする。）を控除した金額（当該控除した額が0円を下回るときは0円）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、婚姻に伴い生じた費用であって、第1号から第3号までのいずれかの費用及び第4号の費用であって、補助金の交付申請をした日の属する年度内に支払いが完了したものとする。

(1) 住宅取得（当該取得の日が婚姻日より前の日であるときは、婚姻を機とした取得であって当該取得の日が婚姻日前1年以内である場合に限る。）に要した費用

(2) 住宅のリフォーム（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕，増築，改築，設備更新等の工事をいい，倉庫，車庫に係る工事，門，フェンス，植栽等の外構に係る工事を除き，当該リフォームの日が婚姻日より前の日であるときは，婚姻を機としたリフォームであって当該リフォームの日が婚姻日前1

年以内である場合に限る。)に要した費用

(3) 新規の住宅貸借費用(家賃、敷金、礼金及び共益費並びに仲介手数料をいい、婚姻日より前の賃借にあつては、婚姻を機として新たに物件を賃借した場合であつて、賃借の開始日が婚姻日前1年以内であるものに限る。)

(4) 引越費用(引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、夫婦と生計を一にする者に対し支払った費用は、補助金の交付対象としない。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内とする。ただし、住宅を賃借する際に要した費用について、勤務先から住宅手当が支給されている場合の当該住宅手当分及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分がある場合には、当該額を控除した額とする。

2 補助金の交付限度額は、次の表に定める額とする。

	夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である場合	左欄以外の場合
第4条第1項第1号の夫婦	60万円	30万円
第4条第1項第2号の夫婦	60万円から前年度に交付を受けた補助金の額を減じて得た額	30万円から前年度に交付を受けた補助金の額を減じて得た額
第4条第1項第3号の夫婦	60万円	30万円

(交付対象者の資格認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする夫婦は、あらかじめ小松市結婚新生活支援補助金資格認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 夫婦双方の住民票
- (3) 夫婦双方の所得証明書(直近の年度の証明書に限る。)
- (4) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (5) 本市が指定した講座等を受講したことがわかる書類

(6) 奨学金の貸与を受けている場合にあつては、奨学金返還額証明書

(7) 既に契約が完了している場合にあつては、次に掲げるもの

ア 住宅を新築又は購入した場合にあつては、住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

イ 住宅をリフォームした場合にあつては、住宅の工事請負契約書の写し

ウ 住宅を賃貸した場合にあつては、住宅の賃貸借契約書の写し及び対象経費の内訳がわかる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の提出があつたときはその内容を審査し、資格認定をすべきかを決定し、その旨を申請者に通知する。

(資格認定の変更・中止)

第8条 前条第2項の規定により資格認定を受けた者は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、直ちに小松市結婚新生活支援補助金資格認定変更・中止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、当該認定を取消し、かつ、その旨を申請者に通知するものとする。

(手続きに関する規則の適用)

第9条 市長は、補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき、規則第16条の規定を適用し、規則第5条から第14条までの規定は適用しない。

2 市長は、補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者ではないことから、規則17条本文の規定を適用しない。

(確定に付す条件)

第10条 補助金の交付に関する規則第16条の決定兼確定に関し、規則第20条の規定により補助金により取得した財産の処分を制限するものとし、かつ、補助事業者に対し、次の条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付申請をした日から3年以上本市の区域内に居住すること。

(2) 住宅の所在地が属する地域コミュニティへ参画すること。

(様式)

第11条 市長は、規則第16条第2項の規定にかかわらず、規則第16条第2項の決定兼確定に係る手続きに関する様式を小松市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)とする。

2 規則第16条第2項の必要と認められる文書は、次の文書とする。

- (1) 住宅費及び引っ越し費用に係る領収書の写し
- (2) 結婚新生活支援補助金に係る覚書
- (3) 夫婦双方の完納証明書
- (4) 資格認定時において未提出であった場合又は資格認定時から内容に変更があった場合にあつては次に掲げるもの
  - ア 住宅を新築又は購入した場合にあつては、住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
  - イ 住宅をリフォームした場合にあつては、住宅の工事請負契約書の写し
  - ウ 住宅を賃貸した場合にあつては、住宅の賃貸借契約書の写し及び対象経費の内訳がわかる書類
  - エ 住宅手当支給証明書
  - オ 夫婦双方の住民票
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所  
氏 名

印

※自署の場合は押印不要

連絡先

小松市結婚新生活支援補助金 資格認定申請書

小松市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により、資格認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、資格認定に必要な税関係情報の記録、住民記録および他制度との併願申請等について、市が必要に応じて調査することに同意します。

					行政記入欄	
1. 婚姻日	年 月 日					
2. 婚姻日における年齢	夫	歳	妻	歳		
3. 所得金額（所得証明書による金額）	夫	(A) 円	妻	(B) 円		
4. 貸与型奨学金の年間返済額	夫	(C) 円	妻	(D) 円		
5. 奨学金返還額を差し引いた夫婦の合計所得	(A)+(B)-(C)-(D) 円 < 5,000,000 円					
6. 対象経費（見込み）	住宅費	(新築・購入・リフォーム) (E) 円				
		(賃貸)	敷金	円		
			礼金	円		
			仲介手数料	円		
			共益費	円		
			家賃	円		
	小計	(F) 円				
住宅手当	(G)	円				
公的制度による家賃補助	(H)	円				
引越費用	(I)	円				
7. 対象経費合計額（見込み）	(E)+(F)-(G)-(H)+(I) 円					

添付書類

【共通】	<input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書	
	<input type="checkbox"/> 住民票（夫婦分）	
	<input type="checkbox"/> 所得証明書（直近の年度の証明書）（夫婦分）	
	<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号）※支給の有無に関わらず提出	
	<input type="checkbox"/> 本市が指定した講座等を受講したことがわかる書類	
【奨学金の貸与を受けている場合】	<input type="checkbox"/> 奨学金返還額証明書	

※以下については既に契約している場合

【住宅を新築・購入した場合】	<input type="checkbox"/> 住宅の工事請負契約書、売買契約書の写し	
【住宅をリフォームした場合】	<input type="checkbox"/> 住宅の工事請負契約書の写し	
【住宅を賃貸した場合】	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	

年 月 日

（あて先）小松市長

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

印

連絡先

小松市結婚新生活支援補助金 住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1. 対象者

2. 住宅手当支給状況

（1）支給している

住宅手当 月額 円 （ 年 月現在）

（2）支給していない

注意事項

1. 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
2. 住宅手当支給状況については、（1）、（2）のいずれかに○印をつけてください。
3. 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
4. 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所

氏 名

印

※自署の場合は押印不要

連絡先

小松市結婚新生活支援補助金（変更・中止）届

年 月 日付け 第 号で資格認定のあった小松市結婚新生活支援補助金について、申請内容を（変更・中止）したいので、小松市結婚新生活支援補助金要綱第8条の規定により、下記のとおり届出します。

1. （変更・中止）理由

2. （変更・中止）の内容を確認することができる書類

[別紙 2]

様式第 4 号 (第 11 条関係)

年 月 日

(あて先) 小松市長

住 所

氏 名

印

※自署の場合は押印不要

連絡先

小松市結婚新生活支援補助金 交付申請書兼実績報告書

小松市結婚新生活支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、実績報告を兼ねて申請します。

なお、補助金交付決定に必要な税関係情報の記録、住民記録および他制度との併願申請等について、市が必要に応じて調査することに同意します。

				行政記入欄		
対象経費	住宅費	(新築・購入・リフォーム) (A)		円		
		(賃貸)	敷金		円	
			礼金		円	
			仲介手数料		円	
			共益費		円	
			家賃		円	
	小計) (B)		円			
	住宅手当	(C)	円			
	公的制度による家賃補助	(D)	円			
引越費用	(E)	円				
合計		(A)+(B)-(C)-(D)+(E)	円			

添付書類

【共通】	<input type="checkbox"/> 住宅費及び引越費用に係る領収書の写し	
	<input type="checkbox"/> 交付請求書及び通帳(振込先が記載されている面)の写し	
	<input type="checkbox"/> 小松市完納証明書(夫婦分)	
	<input type="checkbox"/> 結婚新生活支援補助金に係わる覚書	
	<input type="checkbox"/> アンケート(市及び県)(各1)	

※以下については資格認定時から変更があった場合

	<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(様式第2号)	
	<input type="checkbox"/> 住民票(夫婦分)	
【住宅を新築・購入した場合】	<input type="checkbox"/> 住宅の工事請負契約書、売買契約書の写し	
【住宅をリフォームした場合】	<input type="checkbox"/> 住宅の工事請負契約書の写し	
【住宅を賃貸した場合】	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	